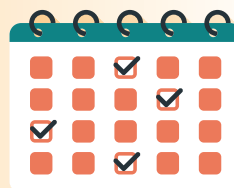
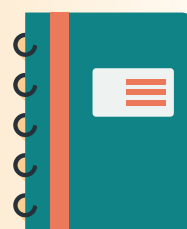




投資家のための 税金読本

2024年度版



新しいNISAもまるわかり

- ・2024年の定額減税
- ・株式、公社債、投資信託、先物・オプション取引の税金 など
- ・税制や相続、贈与について“学べる1冊”

編著：大和総研

監修：税理士法人柴原事務所

日本法令[®]

この文書は『2024 年度版 投資家のための税金読本』
から一部抜粋したものです。

より詳しい内容を知りたい方は以下のリンクから
お求めいただけます。

『2024 年度版 投資家のための税金読本』

定価：1,600 円（税別）

著者：大和総研

発行：2024 年 7 月 20 日 364P

発行所：日本法令

<https://www.amazon.co.jp/dp/4539747061>

税務署への財産債務の申告と 国外転出時みなし譲渡益課税

国外財産調書制度・財産債務調書制度

内国税の適正な課税および徴収のため、一定の資産や収入がある者は、毎年12月31日時点の財産や債務の状況につき「国外財産調書」や「財産債務調書」を作成、税務署に提出する必要があります。

調書の提出義務者

国外財産調書と財産債務調書の提出義務者は下の図の通りです。

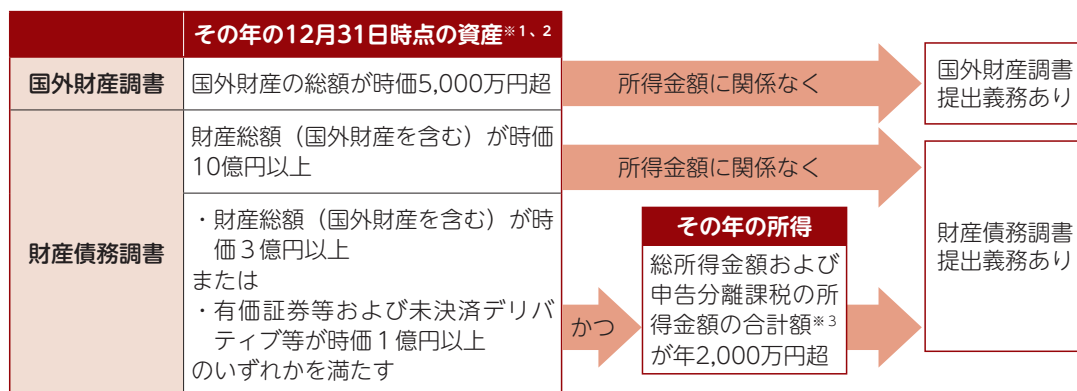
時価5,000万円超の国外財産を有する

国内居住者は、所得金額に関係なく国外財産調書の提出義務があります。

時価10億円以上の財産を有する者は、所得金額に関係なく財産債務調書の提出義務があります。

国外財産調書と財産債務調書の両方の提出条件に当てはまる者は、両方の調書を提出する義務があります。

▶ 国外財産調書・財産債務調書の提出義務者



※1 債務があっても控除しません。

※2 相続開始年の国外財産調書、財産債務調書については相続または遺贈により取得した財産または債務を記載しないで提出することができ、その場合は相続開始年分の提出義務は相続または遺贈により取得した財産を除外して判定します。

※3 退職所得を含みません。

▶ 記載対象となる財産・債務

国外財産調書の記載対象となるのは、国外にある、預貯金、有価証券、不動産、家財、書画骨とうなど、あらゆる財産です。金融機関に預け入れられている有価証券については当該金融機関の営業所が国外にあれば国外財産となります。金融機関に預け入れられていない有価証券は、当

該有価証券の発行法人の本店または主たる事務所が国外にあれば国外財産となります。

財産債務調書の記載対象となるのは、国内・国外にあるあらゆる財産と債務です（ただし、国外財産調書に記載した財産については、国外財産調書に記載した旨とその総額を記載すれば足ります）。

時価の計算と外貨建て資産の円換算

国外財産調書・財産債務調書にはその年の12月31日時点の価額（時価）を記載します。ここでの時価とは、12月31日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する12月31日（12月31日の最終価格がない場合には、12月31日以前の直近の日）の最終価格などをいいます。

未決済の信用取引やデリバティブは、12月31日の最終価格に基づき決済したとみなして算出した利益または損失額などによります。

円換算は、その年の12月31日（12月31日の最終価格がない場合は12月31日以前の直近の日）における最終の為替相場（財産については対顧客直物電信買相場（TTB）、債務については対顧客直物電信売相場（TTS））またはこれに準ずる相場を用います。

国外財産調書・財産債務調書の記載事項

国外財産調書・財産債務調書の記載事項は [336ページ](#) の表の通りです。

財産債務調書・国外財産調書には、提出者の氏名、住所、マイナンバー、財産の種類、数量、価額、所在等について記載します。財産債務調書には、これに加えて、債務および有価証券等の取得価額についても記載します。

また、財産・債務の区分別に財産・債務の金額を合計した国外財産調書合計表も作成し、国外財産調書とともに税務署長に提出する必要があります。

提出期限

2022年分までの国外財産調書・財産債

務調書の提出期限は当該年の翌年3月15日でしたが、2023年分からは **当該年の翌年6月30日** に延長されました。

調書の提出・不提出による過少申告加算税・無申告加算税の加減算

国外財産調書・財産債務調書の提出を促進する施策として、過少申告加算税・無申告加算税の加減算措置があります。

所得税または相続税の申告漏れまたは無申告（以下、申告漏れ等）を税務署から指摘された際、当該申告漏れ等となった資産に関して、期限内に提出された国外財産調書または財産債務調書（相続税の場合は、①被相続人の相続開始年の前年分の調書、②相続人の相続開始年の調書、③相続人の相続開始年の翌年分の調書のいずれか）に記載があったときは、過少申告加算税・無申告加算税について当該所得税額・相続税額の5%が減算されます。

所得税では、当該資産について、国外財産調書または財産債務調書に記載すべきものだったにもかかわらず、提出期限内に調書の提出がなかった、もしくは提出した調書に記載がなかったときは、過少申告加算税・無申告加算税について当該所得税額の5%が加算されます。

相続税では、2020年4月1日以後に相続・遺贈で取得した資産について、国外財産調書または財産債務調書に記載すべきものだったにもかかわらず、上記①～③のいずれの調書にも記載がない（または不提出の）場合は、過少申告加算税・無申告加算税について、当該相続税額の5%が加算されます。ただし、調書の提出義務のない相続人、相続開始年の翌年の12月31日において修正申告等の基因となる相続財産を有しない相続人は原則として加算の対象外です。

調書の提出・不提出による過少申告加算税・無申告加算税の加減算（2020年分以後）

		申告漏れ等となった所得・相続（に係る資産） について、調書に記載があるとき		申告漏れ等となった所得・相続（に係る資産） について、調書に記載がないとき	
			うち、書類不提出 の場合※		うち、書類不提出 の場合※
国外財産 調書	所得税	当該所得税額の 5 %減算	減算なし	当該所得税額の 5 %加算	当該所得税額の 10%加算
	相続税	当該相続税額の 5 %減算		当該相続税額の 5 %加算	当該相続税額の 10%加算
財産債務 調書	所得税	当該所得税額の 5 %減算		当該所得税額の 5 %加算	
	相続税	当該相続税額の 5 %減算		当該相続税額の 5 %加算	

※ 国税庁、税務署等の職員から国外財産調書に記載すべき国外財産の取得等に係る書類またはその写しの提示を求められた場合において、職員の指定する日（求められた日から60日を超えない範囲内）までに提示または提出をしなかった場合。

罰則

国外財産調書の不提出・虚偽記載については1年以下の懲役または50万円以下の罰金（またはその併科）が科されます。ただし、不提出については、情状によりその罰則が免除されることもあります。

財産債務調書の不提出・虚偽記載については、現在のところ、国外財産調書のような特別な罰則規定は設けられていま

せん。もっとも、税務署には財産債務調書に係る質問検査権が認められています。財産債務調書を提出すべきなのに故意に提出しなかったり、保有する財産の一部しか財産債務調書に記載しなかったりするなどの不誠実な対応をした場合、本格的な税務調査が行われる可能性も考えられますので、財産債務調書はしっかりと記載して期限内に提出しましょう。

▶ 国外財産調書・財産債務調書の記載事項

	区 分	区分の中の小分類			記載内容			備 考	
		種 類 別	用途別 ^{※1}	所在別	価額	取得価額 ^{※2}	その他		
①	財 産	土地	—	○	○	○	—	地所数、面積	庭園その他土地に附設したものを含む
②		建物	—	○	○	○	—	戸数、床面積	附属設備を含む
③		山林	—	○	○	○	—	面積	林地は、土地に含ませる
④		現金	—	○	○	○	—	—	—
⑤		預貯金	当座預金、普通預金、定期預金等の別	○	○	○	—	—	—
⑥		上場株式	銘柄別	○	○	○	○	数量	行使したときの所得の全部または一部が国内源泉所得となるストックオプションは⑨に記載する
⑦		非上場株式	銘柄別	○	○	○	○	数量	
⑧		株式以外の有価証券	公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の別および銘柄別	○	○	○	○	数量	
⑨		特定有価証券	発行会社別	○	○	○	—	数量	
⑩		匿名組合契約の出資の持分	匿名組合の別	○	○	○	○	数量	—
⑪		未決済信用取引等に係る権利	信用取引および発行日取引の別ならびに銘柄別	○	○	○	○	数量	—
⑫		未決済デリバティブ取引に係る権利	先物取引、オプション取引、スワップ取引等の別および銘柄別	○	○	○	○	数量	—
⑬		貸付金	—	○	○	○	—	—	—
⑭		未収入金（受取手形を含む）	—	○	○	○	—	—	—
⑮	書画骨とうおよび美術工芸品	書画、骨とうおよび美術工芸品の別	○	○	○	—	数量	一点10万円未満のものを除く	
⑯	貴金属類	金、白金、ダイヤモンド等の別	○	○	○	—	数量	—	
⑰	④・⑮・⑯以外の動産	適宜設けた区分の別	○	○	○	—	数量	一個または一組の価額が10万円未満のものを除く ^{※3}	
⑱	その他の財産	保険の契約に関する権利、株式に関する権利、預託金等、組合等に対する出資、信託に関する権利、無体財産権、暗号資産 ^{※4} 、その他の財産の別	○	○	○	—	数量	—	
⑲	債 務 ^{※2}	借入金	—	○	○	○	—	—	—
⑳		未払金（支払手形を含む）	—	○	○	○	—	—	—
㉑		その他の債務	前受金、預り金等の適宜設けた区分の別	○	○	○	—	数量	—

※1 用途とは、「事業用」と「一般用」の別をいいます。
※2 取得価額および債務は財産債務調書のみの記載事項で、国外財産調書には記載しません。
※3 財産債務調書では家庭用動産で一個または一組の取得価額が300万円未満（2022年分以前は100万円未満、国外財産調書では100万円未満）のものも記載を省略できます。
※4 国内居住者が保有する暗号資産及びNFTは国内財産とみなされるため、国外財産調書には記載しません。

「財産債務調書」の記載例（「国外財産調書」を提出する場合）

令和 XX 年 12 月 31 日分 財産債務調書

財 産 債 務 を 有 す る 者	住 所	東京都千代田区霞が関 3－1－1				
	氏 名	国 税 太 郎				
	個 人 番 号	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	電話番号 (自宅・勤務先・携帯) XX－XXXX－XXXX	
財産債務の区分	種 類	用 途	所 在	数 量	(上段は有価証券等の取得価額) 財産の価額又は債務の金額	備 考
土地		事業用	東京都千代田区〇〇 1-1-1	1 250 m ²	250,000,000 ^円	
建物		事業用	東京都港区〇〇 3-3-3	1 500 m ²	110,000,000	
建物		一般用 事業用	東京都千代田区霞が関 3-1-1	1 95 m ²	89,000,000	土地を含む
			建物計		(199,000,000)	
現金		一般用	東京都千代田区霞が関 3-1-1		1,805,384	
預貯金	普通預金	事業用	東京都千代田区〇 2-2-2 〇〇銀行△△支店		38,961,915	
有価証券	上場株式（B社）	一般用	東京都港区〇〇 3-1-1 △△証券△△支店	5,000 株	6,500,000 6,450,000	
特定有価証券	ストックオプション（〇〇株式会社）	一般用	東京都港区△△ 1-2-1	600 個	3,000,000	
匿名組合出資	C匿名組合	一般用	東京都港区〇〇 1-1-1 株式会社 B	100 口	100,000,000 140,000,000	
未決済デリバティブ取引に係る権利	先物取引（〇〇）	一般用	東京都品川区〇〇 5-1-1 ××証券××支店	100 口	30,000,000 29,000,000	
貸付金		事業用	東京都目黒区〇〇 2-1-1 〇〇 △△		3,000,000	
未収入金		事業用	東京都豊島区〇〇 2-1-1 株式会社 C		1,500,000	
貴金属類	ダイヤモンド	一般用	東京都千代田区霞が関 3-1-1	3 個	6,000,000	
その他の動産	家庭用動産	一般用	東京都千代田区霞が関 3-1-1	20 個	3,000,000	
その他の財産	生命保険契約	一般用	東京都品川区〇〇 1-5-5 〇×生命〇×支社		10,000,000	
借入金		事業用	東京都千代田区〇 2-2-2 〇〇銀行△△支店		20,000,000	
未払金		事業用	東京都港区〇〇 7-8-9 株式会社 D		1,500,000	
その他の債務	保証金	事業用	東京都台東区〇〇 2-3-4 株式会社 E		2,000,000	
国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 (うち国外転出特例対象財産の価額の合計額 (34,000,000) 円)					89,000,000	
財産の価額の合計額		780,717,299		債務の金額の合計額		23,500,000
(摘要)						

「国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額」及び「うち国外転出特例対象財産の価額の合計額」を記載する。

(注) 有価証券の「所在」欄は、発行会社の本店所在地ではなく、保管等の委託をしている金融商品取引業者等の所在地を記載します。

非居住者の金融口座情報の自動的交換

外国の金融機関の預金口座を利用した脱税等に対処するため、各国の税務当局が相手国の居住者・法人の口座情報を互いに交換し合う制度が整備されています。OECD（経済協力開発機構）が、各国税務当局が共通で使用する様式を策定したことからCRS（Common Reporting Standard）と呼ばれます。CRSにはわが国を含め100以上の国・地域が参加しています。

日本から外国への情報提供

わが国ではCRSを実施するため、非居住者・外国法人（以下、非居住者等）の口座情報を金融機関が国税庁に報告する制度を2017年1月1日に導入しました。

報告対象となる金融機関（**報告金融機関**）には、銀行などの預金取扱金融機関のほか、保険会社、証券会社、信託会社や投資事業体（投資法人・組合など）などが含まれます。報告対象となる取引（**特定取引**）には、預貯金の預入、保険契約、株式等の振替口座の開設、金銭・有価証券の預託などが含まれます。

報告金融機関は、CRS参加国の居住者である者の口座について、口座保有者の情報や、年間の取引金額、年末の残高等の情報について、翌年4月30日までに税務署に報告します。国税庁はこれらを居住地国別にとりまとめ、各年分につき翌年9月30日までにCRS参加国各国の税務

当局に提供します。

なお、米国はCRSには参加しておらず、FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）により、米国籍保有者や米国居住者などの外国口座情報を収集しています。

また、OECDの暗号資産に関する情報交換についての様式であるCARF（Crypto-Asset Reporting Framework）に応じて、わが国では2026年から報告暗号資産交換業者等は暗号資産等取引に関する情報について報告することになります。

外国から日本への情報提供

CRSでは、外国に開設されている日本居住者や日本企業の口座情報についても、同様に、CRS参加国の各国から、日本の国税庁に情報提供が行われます。2022事務年度の情報提供では、95の国・地域の税務当局から約250万件の日本居住者・日本企業の口座情報が国税庁に提供されました（2024年1月時点）。

日本人が外国の銀行で保有している預貯金の利子、外国の証券会社に保管の委託をしている株式の譲渡益などについては、CRSによって国税庁に情報提供されている可能性があります。国内だけでなく外国で生じた所得についても、忘れずに確定申告書等に記載するようにしましょう。

差金等決済を行ったりした際には譲渡益が課税対象となりますが、国外に転出し非居住者となった後に当該譲渡や差金等決済を行った場合、日本の所得税の課税対象となりません。このため、国外転出時みなし譲渡益課税の特例が設けられています。

時価1億円以上の有価証券等（ストック・オプションは含まれません）および未決済デリバティブ等を保有する居住者が国外転出をする場合、国外転出時にこれらの有価証券等を譲渡し、未決済デリバティブ等の決済を行ったものとみなし、譲渡益が所得税の課税対象となります（個

人住民税はかかりません）。

ここでいう居住者とは、原則として、国外転出の日前10年以内に、国内に住所または居所を有していた期間の合計が5年超である人のことをいい、日本国籍を有する人に限られません。

なお、一般に出国後のNISA口座内の残高の継続保有は、取扱いの金融機関に継続適用届出書を提出することで可能になります（[□144ページ参照](#)）。しかし、国外転出時みなし譲渡益課税の対象となる人は、出国後にNISA口座を継続利用できません。

納税管理人と申告の方法

国外転出時の課税と納税管理人

通常、所得税は1月1日から12月31日までの1年を単位として課税し、翌年の2月16日から3月15日までの間に確定申告書を提出し、納税します。

一方、国外転出をする人は、原則として出国のときまでに確定申告書を提出し、納税しなければなりません。

非居住者となった後であっても、国内源泉所得を得た場合は、日本において確定申告を行い納税する義務が生じます。非居住者が毎年日本で確定申告や納税を行うことは困難ですので、当該非居住者は日本国内に居住する親族や税理士などを指定し納税管理人として税務署に届け出て、納税管理人が当該非居住者を代理してこのような手続きを行います。国外転出前に納税管理人の届出を行った場合、出国のときまでに確定申告書を提出し納税する義務はなく、納税管理人により、出国した年の1月1日から12月31日までの1年間の所得について出国した年の翌年の2月16日から3月15日までの間に確定申告書を提出し、納税します。

納税管理人の届出の有無により、国外転出時みなし譲渡益課税の課税方法が異なります。

納税管理人の届出を行わない場合

国外転出前に納税管理人の届出を行わない場合、国外転出時みなし譲渡益課税の対象者は、当該**国外転出の予定日の3ヵ月前の日の価額**で有価証券等を譲渡し、未決済デリバティブ等の差金等決済を行ったものとみなします。

その上で、納税管理人の届出を行った場合とは異なり、その年の1月1日から出国日までの株式等の譲渡所得等や先物取引に係る雑所得などを計算し、他の所得と合わせて、**出国日まで**に所得税の確定申告書を作成し、所得税を納税する必要があります。

なお、当該資産等の取得価額は国外転出時（みなし譲渡時）の時価に洗い替えされます。もっとも、国外転出の年分の所得税について確定申告を行っていない場合には、当該資産等の取得価額は国外転出時の時価に洗い替えされません。

国外転出時みなし譲渡益課税の特例

通常、有価証券等の含み益は、当該有価証券を譲渡するときまで課税されず、未決済デリバティブの含み益は、差金等

決済を行うときまで課税されません。一般的には、いずれかの時点で当該有価証券を譲渡したり、未決済デリバティブの

納税管理人の届出を行う場合

国外転出前に納税管理人の届出を行う場合、国外転出時みなし譲渡益課税の対象者は、**国外転出を行った日の価額**で有価証券等を譲渡し、未決済デリバティブ等の差金等決済を行ったものとみなします。その上で、その年の1月1日から12

月31日までの株式等の譲渡所得等や先物取引に係る雑所得等を計算し、他の所得と合わせて、翌年の3月15日（確定申告の期限）までに所得税の確定申告書を作成し、所得税を納税します。

なお、当該資産の取得価額はみなし譲渡時の時価に洗い替えされます。

納税猶予制度

国外転出前に納税管理人の届出を行った場合、確定申告期限までに確定申告書の提出をする際に、国外転出時みなし譲渡益課税に係る所得税および利子税の額について納税の猶予を受けられます。

納税の猶予を受けるには、猶予を受けるべき税額に相当する担保を提供する必要があり、猶予を受けられる期間は、国外転出から5年です。猶予を受けている間は、毎年、3月15日までに継続届出書を提出する必要があります。

なお、5年以内に国内に帰国しない場合、国外転出日から5年以内に届出書を提出することにより猶予を受けられる期間を10年間に延長することができます。

対象資産を譲渡した場合

納税猶予の適用を受けた後、帰国する前に当該資産を譲渡した場合、その譲渡した資産に係る所得税額および利子税額について納税猶予が終了し、当該譲渡した日の**4ヵ月後まで**に税額を納付しなければなりません。

この場合において、譲渡した資産の価額が国外転出時より下落しているときは、当該譲渡した日の**4ヵ月後まで**に更正の請求を行うことにより、みなし譲渡による譲渡収入を実際の譲渡収入に計算し直し、納めるべき税額を減額できます。

なお、当該財産の譲渡につき外国において所得税を納付することとなるときは、当該外国所得税を納付することとなる日から**4ヵ月後まで**に、更正の請求をすることにより、当該外国所得税額は、その人が国外転出した日の属する年において納付することとなるものとみなして、外国税額控除を適用することができます（ただし、当該外国所得税に関する法令において、当該外国所得税の額の計算に当たって本特例の適用を受けたことを考慮しないものとされている場合に限りま）。

納税猶予期間が満了した場合

5年間または10年間の納税猶予期間が満了した場合、猶予期間の満了日の翌日から4ヵ月以内に、猶予された所得税額および利子税額を納付しなければなりません。

この場合において、国外転出時から引き続き保有している資産の価額が国外転出時より下落しているときは、納税猶予期間が満了した日の**4ヵ月後まで**に更正の請求を行うことにより、みなし譲渡による譲渡収入を納税猶予期間が満了した日の価額に計算し直し、納めるべき税額を減額することができます（この場合、当該資産の簿価は納税猶予期間が満了した日の価額に変更されます）。

帰国時等の課税取り消し

納税猶予期間内に帰国した場合および納税猶予を受けずに5年以内に帰国した場合、国外転出時から帰国時まで引き続き保有している対象資産について、国外転出時課税により課された税額を更正の請求によって、取り消すことができます。この場合の更正の請求の期限は**帰国した**

日から4ヵ月以内です。既に納付していた税額があるときは税額の還付を受けられます。

更正の請求を行うと、みなし譲渡はなかったものと扱われますので、当該資産の簿価はみなし譲渡時の価額から取得時の簿価に還元されます。

相続・贈与時のみなし譲渡益課税

居住者自身が国外転出して非居住者となるだけでなく、居住者から非居住者へ、贈与・相続・遺贈（以下、贈与等）により有価証券等が移転するときも、みなし譲渡益課税の特例の対象となります。

時価1億円以上の有価証券等および未決済デリバティブ等を保有する居住者から、非居住者に対し、それらの有価証券等を贈与等した場合、当該贈与等した日の価額で有価証券等を譲渡し、未決済デリバティブ等の決済を行ったものとみな

し、譲渡益が所得税の課税対象となります。この場合、贈与等を行った居住者にとっては所得税の課税対象となり、かつ、贈与等を受けた非居住者にとっても贈与税または相続税の課税対象となります。

もっとも、次の場合に該当して、みなし譲渡益課税の税額が増加した場合には修正申告を行わなければならない、税額が減少した場合には更正の請求をすることができます。

▶ 相続財産等に異動が生じ「みなし譲渡益課税」の修正を行う必要がある場合

- ①未分割財産について、法定相続分に従ってみなし譲渡益課税が適用された後、法定相続分と異なる割合で遺産分割が行われた場合
- ②強制認知の判決の確定等により相続人に異動が生じた場合
- ③遺贈の遺言書が発見され、または遺贈の放棄があった場合
- ④相続・遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴訟の判決があった場合
- ⑤条件付き遺贈について、その条件が成就した場合

また、贈与等の日から5年以内に相続人の全員が帰国した場合や相続財産等に異動が生じた結果、相続人に非居住者が含まれないこととなった場合は、みなし譲渡益課税が行われなかったものとする

ことができます。

なお、相続・贈与時のみなし譲渡益課税にも納税猶予の制度があり、受贈者等が帰国した（居住者となった）場合には課税取り消しの制度があります。